

注意!!

定額給付金の給付を よそおった 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。



◎総務省では、定額給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意するよう喚起を促していますので、お知らせします。

「定額給付金」に関して、

- 市区町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。



ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、合志市総務課(☎248-1112)や大津警察署(☎294-0110)または警察相談電話(☎9110)にご連絡ください。

Q 育児中に裁判に参加する場合、 どうすればいいでしょうか？



A 保育サービスなどを受けられるように努めています。

育児中の方が安心して裁判員裁判に参加できるよう、国は保育サービスなどを利用しやすくするように努力しています。



Q 裁判員(候補者)として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？



A 雇用者が解雇など不利益な扱いをすることは法律で禁じています。

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。裁判員候補者として選任手続期日出向する場合も同様です。企業の皆さんには、従業員が裁判員となることの意義を理解していただき、裁判員のための休暇制度など裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。



裁判員制度に関するお問い合わせは……
熊本地方裁判所 ☎325-2121